

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
24	特定疾患等システム 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

奈良県は、特定疾患等システムにおける特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

奈良県知事

公表日

令和5年3月31日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	指定難病特定医療費の支給認定に関する事務
②事務の概要	「難病の患者に対する医療等に関する法律」に基づき、公平かつ安定的な制度を確立するため、国が定める「指定難病」の患者に対して医療費助成を実施する。また調査及び研究の推進に資するための業務を行う。 1 申請受付業務 （各保健所は、申請された「指定難病特定医療支給認定申請書」等の各申請書を受付。各申請書内容確認及び添付書類の内容確認を行い、健康推進課へ2回/月進達を行う。健康推進課では、進達された申請書等の記載内容・添付書類の確認、データ確認・入力、各保険者へ所得区分の照会を行う。） 2 審査会認定業務 （1回/月、審査会を開催し、国の認定基準に基づき、申請書に添付された臨床調査個人票により審査委員が審査を行う。審査終了後、保留・不承認について、医療機関、申請者宛に通知文を送付する。） 3 医療受給者証発行業務 （承認された申請者に受給者番号を付与し、医療受給者証を作成。健康推進課から申請者に送付する。） 4 統計報告業務（厚生労働省へ衛生行政報告例の提出。実績報告による特定医療費支給状況、認定状況の報告。臨床調査個人票データの提出 他）
③システムの名称	特定疾患等システム
2. 特定個人情報ファイル名	
特定疾患等ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表第一の98の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第71条各項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	[提供側] ・番号法第19条第8号 別表第二の26の項、56の2の項及び87の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第19条第1号リ、第30条第1号へ、同条第3号へ及び第44条第1号リ [照会側] ・番号法第19条第8号 別表第二の120の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第59条の3
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	奈良県福祉医療部医療政策局健康推進課
②所属長の役職名	健康推進課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部法務文書課県政情報公関係 〒630-8501 奈良市登大路町30番地 TEL:0742-27-8348 FAX:0742-27-1323
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	奈良県福祉医療部医療政策局健康推進課 難病・医療支援係 〒630-8501 奈良市登大路町30番地 TEL:0742-27-8660 FAX:0742-22-5510

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年2月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年2月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書及び重点項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [] 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [O] 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[O] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年7月27日	I 関連情報 4. 情報提供 ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	[提供側] ※番号法第19条第7号 別表第二の26の項のうち、難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する情報に係る主務省令は未制定 ※番号法第19条第7号 別表第二の56の2の項のうち、難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する情報に係る主務省令は未制定 ※番号法第19条第7号 別表第二の87の項のうち、難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する情報に係る主務省令は未制定 [照会側] ・番号法第19条第7号 別表第二の120の項 ※番号法第19条第7号 別表第二の120の項に係る主務省令は未制定	[提供側] ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第19条第1号リ、第30条第6号及び第44条第1号リ [照会側] ・番号法第19条第7号 別表第二の119の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第59条の3各号	事後	根拠法令改正による修正 (法令等の改正による条項等の形式的な変更であり重要な変更にあたらないため事後に報告)
平成29年7月27日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	保健予防課長 前野 孝久	保健予防課長 中井 康純	事後	人事異動による修正 (その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため事後に報告)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年3月8日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	「難病の患者に対する医療等に関する法律」に基づき、公平かつ安定的な制度を確立するため、国が定める「指定難病」の患者に対して医療費助成を実施する。また調査及び研究の推進に資するための業務を行う。 1 申請受付業務 (各保健所は、申請された「指定難病特定医療支給認定申請書」等の各申請書を受付。各申請書内容確認及び添付書類の内容確認、データ入力を行い、保健予防課へ2回/月進達を行う。保健予防課では、進達された申請書等の記載内容・添付書類の確認、データ確認・入力、各保険者へ所得区分の照会を行う。) 2 審査会認定業務 (1回/月、審査会を開催し、国の認定基準に基づき、申請書に添付された臨床調査個人票により審査委員が審査を行う。審査終了後、保留・不承認について、医療機関、申請者宛に通知文を送付する。) 3 医療受給者証発行業務 (承認された申請者に受給者番号を付与し、医療受給者証を作成。保健予防課(奈良市分)及び県保健所から申請者に送付する。) 4 統計報告業務(厚生労働省へ衛生行政報告例の提出。実績報告による特定医療費支給状況、認定状況の報告。臨床調査個人票データの提出 他)	「難病の患者に対する医療等に関する法律」に基づき、公平かつ安定的な制度を確立するため、国が定める「指定難病」の患者に対して医療費助成を実施する。また調査及び研究の推進に資するための業務を行う。 1 申請受付業務 (各保健所は、申請された「指定難病特定医療支給認定申請書」等の各申請書を受付。各申請書内容確認及び添付書類の内容確認を行い、健康推進課へ2回/月進達を行う。健康推進課では、進達された申請書等の記載内容・添付書類の確認、データ確認・入力、各保険者へ所得区分の照会を行う。) 2 審査会認定業務 (1回/月、審査会を開催し、国の認定基準に基づき、申請書に添付された臨床調査個人票により審査委員が審査を行う。審査終了後、保留・不承認について、医療機関、申請者宛に通知文を送付する。) 3 医療受給者証発行業務 (承認された申請者に受給者番号を付与し、医療受給者証を作成。健康推進課から申請者に送付する。) 4 統計報告業務(厚生労働省へ衛生行政報告例の提出。実績報告による特定医療費支給状況、認定状況の報告。臨床調査個人票データの提出 他)	事後	組織再編及び事務手順の見直しによる修正
平成31年3月8日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	奈良県医療政策部保健予防課	奈良県福祉医療部医療政策局健康推進課	事後	組織再編による修正
平成31年3月8日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	保健予防課長 中井 康純	健康推進課長	事後	特定個人情報保護評価に関する規則の一部改正に伴う変更
平成31年3月8日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	総務部総務課県政情報係	総務部法務文書課県政情報係	事後	組織再編による修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年3月8日	I 関連情報 7. 特定個人情報 の開示・訂正・利用停止請 求 連絡先	奈良県医療政策部保健予防課 難病・医療支 援係 〒630-8501 奈良市登大路町30番地 TEL:0742-27-8660 FAX:0742-22-8262	奈良県福祉医療部医療政策局健康推進課 難 病・医療支援係 〒630-8501 奈良市登大路町30番地 TEL:0742-27-8660 FAX:0742-22-5510	事後	組織再編による修正
平成31年3月8日	II しきい値判断項目 1. 対 象人数 いつ時点の計上数か	平成26年12月1日	平成30年12月1日	事後	時点修正
平成31年3月8日	II しきい値判断項目 2. 取 扱者数 いつ時点の計上数か	平成26年12月1日	平成30年12月1日	事後	時点修正
平成31年3月8日	IV リスク対策		「リスク対策」に関する記載を追加	事後	特定個人情報保護評価に関 する規則の一部改正に伴う変 更
令和2年3月17日	I 関連情報 4. 情報提供 ネットワークシステムによる情 報連携 ②法令上の根拠	[提供側] ・番号法第19条第7号 別表第二の26の項、5 6の2の項及び87の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及 び情報を定める命令第19条第1号リ、第30条 第6号及び第44条第1号リ [照会側] ・番号法第19条第7号 別表第二の119の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及 び情報を定める命令第59条の3各号	[提供側] ・番号法第19条第7号 別表第二の26の項、5 6の2の項及び87の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及 び情報を定める命令第19条第1号リ、第30条 第6号及び第44条第1号リ [照会側] ・番号法第19条第7号 別表第二の120の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及 び情報を定める命令第59条の3各号	事後	その他の項目の変更であり事 前の提出・公表が義務付けら れないため事後に報告
令和2年3月17日	II しきい値判断項目 1. 対 象人数 いつ時点の計数か	平成30年12月1日	令和1年12月1日	事後	その他の項目の変更であり事 前の提出・公表が義務付けら れないため事後に報告
令和2年3月17日	II しきい値判断項目 2. 取 扱者数 いつ時点の計数か	平成30年12月1日	令和1年12月1日	事後	その他の項目の変更であり事 前の提出・公表が義務付けら れないため事後に報告

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年3月19日	I 関連情報 4. 情報提供 ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	[提供側] ・番号法第19条第7号 別表第二の26の項、56の2の項及び87の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第19条第1号リ、第30条第6号及び第44条第1号リ [照会側] ・番号法第19条第7号 別表第二の120の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第59条の3各号	[提供側] ・番号法第19条第7号 別表第二の26の項、56の2の項及び87の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第19条第1号リ、第30条第6号及び第44条第1号リ [照会側] ・番号法第19条第7号 別表第二の120の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第59条の3第3号	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため事後に報告
令和3年3月19日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	総務部法務文書課県政情報係 〒630－8501 奈良市登大路町30番地 TEL:0742-27-8348 FAX:0742-27-1323	総務部法務文書課県政情報公開係 〒630－8501 奈良市登大路町30番地 TEL:0742-27-8348 FAX:0742-27-1323	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため事後に報告
令和3年3月19日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和1年12月1日	令和3年1月1日	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため事後に報告
令和3年3月19日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和1年12月1日	令和3年1月1日	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため事後に報告
令和4年3月24日	I 関連情報 4. 情報提供 ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	[提供側] ・番号法第19条第7号 別表第二の26の項、56の2の項及び87の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第19条第1号リ、第30条第6号及び第44条第1号リ [照会側] ・番号法第19条第7号 別表第二の120の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第59条の3第3号	[提供側] ・番号法第19条第8号 別表第二の26の項、56の2の項及び87の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第19条第1号リ、第30条第1号へ、同条第3号へ及び第44条第1号リ [照会側] ・番号法第19条第8号 別表第二の120の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第59条の3	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため事後に報告
令和4年3月24日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和3年1月1日	令和4年2月1日	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため事後に報告

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年3月24日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年1月1日	令和4年2月1日	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため事後に報告
令和5年3月31日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和4年2月1日	令和5年2月1日	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため事後に報告
令和5年3月31日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年2月1日	令和5年2月1日	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため事後に報告